

2024 年度課題別研修「中小企業金融を含む地域開発のための金融」 に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構東京センター（以下「JICA 東京」という。）は、以下の業務について参加意思確認書（様式 1）の提出を公募します。

掲題研修は、途上国が経済発展を着実に進めていく上で重要な役割を担う中小企業に焦点を当て、中小企業金融・振興に資する政策の立案実施を担う金融監督庁等、中小企業振興関係機関、銀行協会等の幹部職員を対象に必要な知見の習得、共有を図り、中長期的な課題解決の提案ができるようになることを目標としています。研修内容は、金融規制監督政策、企業再生支援機構概要、中小企業支援・育成政策と中小企業金融、中小企業金融の役割と新しい潮流、信用保証制度の概要、協同組織型金融、中小企業及び金融機関等の視察が含まれます。

本業務の遂行にあたっては、公益財団法人国際金融情報センター（以下「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、国際経済・金融に関する調査研究機関として、世界の主要国及び新興国・開発途上国の金融経済情勢の調査・研究を行っており、その結果を各種ガイドライン・調査レポートとして各種刊行物やセミナーで公開しています。また、金融系国際機関や各国政府・中央銀行との幅広いネットワークを有しています。特定者は、2023 年度の本研修を受注したことに加えて、本研修の基となる前フェーズ案件「NIS 諸国における中小企業金融を含む金融制度支援策」も受注しており、中小企業金融を含む研修内容・研修指導方法の豊富な知見・経験を踏まえた、効率的・効果的な研修実施が可能なほぼ唯一の機関であるといえます。

このことから、特定者は以下の「2. 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1. 業務内容

(1) 業務名

2024 年度課題別研修「中小企業金融を含む地域開発のための金融」に係る研修委託契約

(2) 案件概要

別紙 2「研修委託契約業務概要」のとおり

(3) 研修コース実施期間（来日研修を予定）

2025 年 1 月 14 日から 2025 年 2 月 1 日まで（予定）

(4) 契約履行期間

2024 年 11 月 13 日から 2025 年 3 月 12 日まで（予定）

契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む

2. 応募資格

(1) 基本的要件

- 1) 公示日において、令和 04・05・06 年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。
- 2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
 - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

- ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
 - イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
 - ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
 - エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
 - オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
 - キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）
- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
 - イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事

務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。

- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

(※1) 特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(※2) 「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・個人番号利用事務実施者
- ・委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・個人情報取扱事業者

(2) その他の要件

- 1) 業務を統括するための統括責任者を選任し、機構担当者及び関係機関と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。
- 2) 金融関連のオンライン研修及び対面研修を実施した経験を有すること。

3. 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認申請書の提出

提出期間	2024年7月3日（水）正午まで
提出場所	JICA 東京 産業開発・公共政策課
提出書類	参加意思確認書、「2. 応募資格」に求められる実績等を証明する資料（写し可） ※詳細は欄外参照のこと

提出方法	メール ※下記欄外の「メール送信の際の留意点」を参照の上、提出期限までに必着で送信すること
------	--

(2) 審査結果の通知

通知日	2024年7月10日（水）
通知方法	メール

(3) 審査結果についての理由請求

請求場所	JICA 東京 産業開発・公共政策課
請求方法	メール
請求締切日	2024年7月17日（水）
回答予定日	2024年7月24日（水）
回答方法	メール

提出書類：

- 1) 参加意思確認書（様式1）及びその添付書類（法人概要、パンフレット等）
- 2) 令和04・05・06年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し
- 3) 誓約書（様式2）

(4) 提出場所・メールアドレス

〒151-0066 東京都渋谷区西原 2-49-5
 JICA 東京 産業開発・公共政策課（担当：北田）
 電話：03-3485-7635 Email: tictip@jica.go.jp

【メール送信の際の留意点】

- ・メールの受信制限があるところ、送付メールの容量は20MB以下とすること。
- ・データ容量が大きい場合は、上記、参加意思確認書（様式1）のPDFデータを受領後1営業日以内に、機構担当者より、提出された「参加意思確認書」に記載されているメールアドレスに対して、大容量データ受け渡しサイト（ギガポッド）のURLと同URLにログインするためのIDとパスワードをメールで送付する（ただし、パスワードについては、別メールにて送付する）。同URLにアクセスし、IDとパスワードを入力してログインの上、提出する書類を同サイトにアップロード

した後、必ずメールにて機構担当者へ一報すること。

- ・上記大容量データ受け渡しサイト（GIGAPOD）が利用できない場合は、郵送で提出すること。
- ・JICA 東京では、受信内容を確認の上、24 時間以内に（土・日・祝日を挟む場合は翌営業日の 17 時まで）受信確認メールを送付するが、万一連絡がない場合は、JICA 東京へ問い合わせをすること。メール提出時刻から 24 時間以内の問い合わせは原則受け付けないので、電子メールにより提出する場合は早期の提出を推奨する。

4. その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。（上記 3（3）を参照ください。）
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。

以上

2024 年度課題別研修「中小企業金融を含む地域開発のための金融」

研修委託契約業務概要

1. 研修コース概要

(1) 研修コース名

課題別研修「中小企業金融を含む地域開発のための金融」

(2) 全体受入期間（予定）

2025 年 1 月 14 日（火）来日 ～ 2025 年 2 月 1 日（土）帰国（来日研修）

(3) 研修員（予定）

1) 定員：17 名（応募状況や選考の過程で、増減の可能性あり）

2) 研修対象国：ベトナム、モンゴル、バングラデシュ、ペルー、ヨルダン、エジプト、モロッコ、エチオピア、ケニア、ザンビア、マダガスカル、セネガル、アルメニア、アゼルバイジャン、ウクライナ、キューバ

3) 参加要件：

- ・金融監督庁等、中小企業振興関係機関、銀行協会等金融監督庁、中小企業振興関係機関、銀行協会等において中小企業金融に係る政策の立案・実施に携わる職員
- ・上記部署で 5 年以上の勤務経験を有する者
- ・英語に堪能であること

(4) 使用言語

英語

※日本語－英語の逐次通訳は、原則 JICA が研修監理員を手配して対応。

(5) 背景

途上国において経済発展を着実に進めていくためには地域経済の発展も重要な要素であり、中小企業はかかる地域経済の発展における重要な役割を担っている。他方、途上国においては中小企業の多くが十分な金融サービスを受用できておらず、経済成長を妨げる大きな要因の一つとして指摘されている。かかる状況下、経済の活性化及び金融包摂（Financial Inclusion）の観点から、経済活動の主翼

を支える中小企業の金融制度を改善・強化することが重要な開発課題となっている。

上記背景を踏まえ、本研修は地域開発のための金融という大きな括りの中で「中小企業金融」を主要テーマとして実施する。

(6) 案件目標

途上国が経済発展を着実に進めていく上で重要な役割を担う中小企業に焦点を当て、中小企業金融・振興に資する政策の立案実施を担う金融監督庁等、中小企業振興関係機関、銀行協会等の幹部職員を対象に必要な知見の習得、共有を図り、中長期的な課題解決に資することを旨とする。

(7) 研修で達成される成果（単元目標）

- 1) 研修参加各国における金融システムの現状を理解し、課題について解釈できる。
- 2) 地域開発における中小企業振興政策、なかでも中小企業向け金融政策の必要性・事例について説明できる。
- 3) 金融セクターの安定化に必要な政策を説明できる。
- 4) 研修で得られた情報を整理し、問題解決に向けた提案をするための意見交換を行う。

(8) 研修内容

研修は来日研修として実施する。初日にプログラムオリエンテーション（研修概要説明）を実施し、講義（オンデマンド及びオンライン）、発表、演習、討議を組み入れる。最終日に評価会を行い、研修員からの意見を聴取する。

2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間（予定）

2024年11月13日～2025年3月12日（事前準備・事後整理期間を含む）

(2) 業務の概要及び範囲

1) 研修実施全般に関する事項

- ① 研修日程・カリキュラムの作成・確認、調整
- ② 研修実施に必要な経費の見積もり及び経費処理
- ③ 研修実施要領の確認（評価項目・評価基準の策定含む）
- ④ 研修員選考への協力
- ⑤ JICA 東京その他関係機関との連絡・調整

- ⑥ 研修監理員との確認・調整
- ⑦ プログラムオリエンテーションの実施・協力
- ⑧ 映像コンテンツの作成・調整（必要に応じ）
- ⑨ 研修員の技術レベルの把握
- ⑩ 各種発表会の実施への協力
- ⑪ 研修員作成の各種レポートの分析・評価の取りまとめ
- ⑫ 研修員からの技術的質問への対応
- ⑬ 評価会への出席、実施補佐
- ⑭ 閉講式への出席、実施補佐
- ⑮ 反省会への出席
- ⑯ 講義、視察の評価

2) 講義（演習・討議等含む）の実施に関する事項

- ① 講師の選定・確保
- ② 講師への講義依頼文書の発出
- ③ 講義室及び使用資機材の確認
- ④ 講義テキスト、資機材、参考資料の準備・確認 著作権処理を含む
- ⑤ 講義実施時の講師への対応
- ⑥ 講師謝金の支払い
- ⑦ 講師への旅費及び交通費の支払い
- ⑧ 講師もしくは所属先への礼状の作成・送付

3) 視察の実施に関する事項

- ① 視察先の選定・確保
- ② 視察依頼文書もしくは同行依頼文書の作成・送付
- ③ 視察謝金等の支払い
- ④ 視察先への礼状の作成・送付

4) 事後処理

- ① 業務完了報告書（教材の著作権処理報告含む）作成
- ② 経費精算報告書作成
- ③ 資材資料返却

(3) 本業務に係る報告書の提出

本業務の報告書として、業務完了報告書、経費精算報告書を各1部、技術研修終了後速やかに（契約書記載の期日までに）提出する。

3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたって日本語－英語の逐次通訳等を行う研修監

理員を2名配置予定です。研修監理員は、JICAが実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICAは登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。

- (2) 研修員及び同行者（上限1名）の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- (3) 本業務概要は予定段階のもので、詳細は変更となる可能性があります。
- (4) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下JICA HPを参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以上

2024 年 月 日

参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構
東京センター 契約担当役
所長 田中 泉 様

提出者（法人番号）
（所在地）
（貴社名）
（代表者役職氏名）

2024 年度課題別研修「中小企業金融を含む地域開発のための金融」に係る参加意思確認公募について応募資格を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1. 組織概要

※組織概要について記載すること（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること）。

2. 応募資格に関する記述

※公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載すること。

※サイズ：A4判 縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

以上

提出日：2024年 月 日

誓約書

独立行政法人 国際協力機構
東京センター 契約担当役 殿

2024年度課題別研修「中小企業金融を含む地域開発のための金融」の競争参加資格の確認を受けるに際し、以下に記載の事項について誓約します。

なお、当該記載事項に係る誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格が無効となることに同意します。

住 所
法 人 名
法 人 番 号
役 職 名
代 表 者 氏 名 役職印

1. 反社会的勢力の排除

- 競争から反社会的勢力を排除するため、以下のいずれにも該当しないこと。
- ア. 競争参加者の役員等（競争参加者が個人である場合にはその者を、競争参加者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
 - イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
 - ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
 - エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
 - オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
 - キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - ク. その他、応札者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこ

れに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

2. 個人情報及び特定個人情報等の保護

社として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・個人番号利用事務実施者
- ・委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・個人情報取扱事業者
- ・

以上